業務委託契約書

●●（以下「委託者」という）と●●（以下「受託者」という）とは、委託者が受託者に対して業務を委託するに際して、以下の通り、業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条　業務の委託

1. 委託者は、受託者に対し、本契約の有効期間中、以下の各号に定める業務（総称して以下「本業務」という）を行うことを委託し、受託者はこれを受託する。

（１） 委託者の個別の要請に応じ、毎月累積●時間（以下「対象時間」という）を超えない限度で、●に関するアドバイス、および同アドバイスを行う上で必要な調査、ヒアリングその他の準備を行う行為

（２） ●●

2. 受託者は、善良なる管理者の注意をもって本業務を遂行し、自己に適用される法令を遵守する他、委託者の名誉および信用を損なう行為をおこなってはならない。

3. 受託者は、本業務遂行の結果として●が実現するように最大限努めるものとする。但し、受託者は、本業務遂行の結果として●が実現することを保証するものではない。

第2条 料金等

1. 委託者は、受託者に対し、本業務に対する報酬として、月額●万円（税別）を、受託者の指定する方法によって、毎月末日までに支払う。振込手数料その他の支払いに要する費用は委託者が負担するものとする。

2. 受託者は、委託者に対し、本業務遂行上必要となる交通費その他の諸費用を、第1項に定める本業務に対する報酬とは別に請求することができる。本項に基づく諸費用の請求があった場合、委託者は、当該請求のなされた日の属する月の末日までに、受託者の指定する方法によって、当該諸費用を支払う。振込手数料その他の支払いに要する費用は委託者が負担するものとする。

3. 委託者は、本条に基づく金銭の支払義務の履行を怠った場合には、受託者に対し、年6％の割合による遅延損害金（1年を365日とする日割計算によって算出する）を支払わなければならない。

第3条 再委託

受託者は、自己の裁量に基づき、本業務の全部または一部を、第三者に再委託することができるものとする。

第4条 情報の提供等

1. 委託者は、受託者に対し、本業務を遂行する上で合理的に必要となる情報を提供しなければならない。

2. 委託者は、受託者に対し、本業務を遂行する上で合理的に必要となる限度で、委託者の設備等の受託者による使用を無償で許諾するものとする。

3. 受託者は、委託者が本条に定める義務を怠った場合、これにより生じた一切の損害について、責任を負わないものとする。

第5条 権利帰属

1. 本業務遂行の過程で生じた特許権その他の知的財産権（著作権法第27条および第28条に定める権利ならびに特許その他の知的財産権を受ける権利を含む）は、受託者に帰属する。

2. 受託者は、自己の業績をアピールする目的で、当該目的達成に必要な範囲で、本業務を遂行している事実および遂行した事実ならびに委託者の商号、ロゴおよび商標を無償で自由に利用できるものとする。

第6条 損害賠償

1. 委託者および受託者は、本契約の履行に関連して損害を被った場合、本契約に別段の定めのない限り、相手方に対し、当該損害の賠償を求めることができる。但し、間接的な損害および特別損害については、この限りでない。

2. 前項に基づく受託者の賠償の累計総額は、受託者に故意または重大な過失がある場合を除き、請求原因の如何を問わず、金●円を上限とする。

第7条 不可抗力

天災、戦争、疫病、政府当局による介入その他の当事者双方の責めに帰することのできない事由が生じた場合、当事者は、当該事由に起因する本契約上の義務（弁済期にある金銭債務は除く）の不履行について、当然に免責されるものとする。

第8条 有効期間

本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年間とする。但し、期間満了の1か月前までに、いずれの当事者からも本契約を終了または変更する旨の意思表示がなされない場合には、本契約は同一の条件で1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

第9条 秘密保持義務

1. 委託者および受託者は、本契約に関連して相手方から開示された情報のうち、開示の際に秘密情報である旨の指定（口頭による指定を除く）を受けた情報（以下「秘密情報」という）について、本契約の遂行のためにのみ利用するものとし、第三者に開示してはならないものとする。

2. 前項の規定は、以下のいずれかに該当する情報については、適用しない。

（1） 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報

（2） 開示を受けた際、既に公知となっている情報

（3） 開示を受けた際、自己の責めによらずに公知となった情報

（4） 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報

（5） 相手方から開示された情報によることなく独自に開発した情報

3. 本条第1項の規定にかかわらず、委託者および受託者は、法律、裁判所または政府機関の命令等に基づき、相手方の秘密情報を開示できる。

第10条 解除

1. 委託者および受託者は、相手方が以下の各号のいずれかに該当する場合において、相当な期間を定めて当該該当状況の解消を催告したにもかかわらず、当該該当状況が相当期間内に解消されないときは、相手方の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、本契約を解除することができる。

（1） 本契約に違反した場合

（2） 支払停止または支払不能となった場合

（3） 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合

（4） 公租公課の滞納処分を受けた場合

（5） 自ら振り出しもしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなった場合、または手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けた場合

（6） 強制執行、仮差押え、仮処分、担保権の実行または競売を受けた場合

（7） 監督官庁から営業停止、営業登録の取消その他これに類する処分を受けた場合

（8） 解散した場合（合併による場合を除く）、清算開始となった場合、または事業の全部（実質的に全部の場合を含む）を第三者に譲渡した場合

（9） 当事者間の信頼関係が著しく損なわれた場合

（10） 前各号に準ずる事由が発生した場合

2. 本条第1項および本条第2項の定めにかかわらず、委託者および受託者は、自己の責めに帰すべき事由によって相手方が本条第1項各号に定める状況に該当することに至った場合には、本条の規定に従って本契約を解除することはできないものとする。

3. 委託者が、本条第1項に定める状況のいずれかに該当した場合、委託者の受託者に対する債務は当然に期限の利益を失うものとする。

4. 本条に基づく本契約の解除がなされた場合でも、受託者は、委託者に対し、解除時点において既に完了している業務に対応する報酬を委託者に請求することができる。また、受託者は理由の如何を問わず、受領済みの報酬全額について、委託者に返還する義務を負わないものとする。

5. 委託者は、本条に定める場合を除き、本契約の有効期間中、本契約を解除することはできないものとする。

第11条 反社会的勢力の排除

1. 委託者および受託者は、相手方に対し、本契約締結時および将来において、自らおよびその親会社、子会社、関連会社の役職員（以下単に「役職員等」という）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業または団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他暴力、威力または詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団または個人（総称して以下「反社会的勢力」という）でないことを表明し、保証する。

2． 前項に定めるほか、委託者および受託者は、本契約締結時および将来において、役職員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、保証する。

3. 委託者および受託者は、相手方が本条の規定に違反した場合、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

4. 本条に基づき本契約を解除した当事者は、当該解除により相手方に生じた損害の賠償責任を負わないものとする。

第12条 譲渡禁止

委託者および受託者は、相手方の書面による事前の同意なくして、本契約に基づく権利または義務の全部または一部につき、第三者に対する譲渡、担保設定、その他の処分（第３条に基づく再委託を除く）をしてはならない。

第13条 存続規定

第2条（但し未払金がある場合に限る）、第5条、第9条その他当事者の責任について定めた規定は、本契約終了後も、引き続きその効力を有する。但し、第9条については、終了日から2年間に限る。

第14条 準拠法および合意管轄

本契約の準拠法は日本法とし、本契約について生じた紛争については、受託者の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本契約書2通を作成し、各当事者記名押印または署名の上、各自1通を保有する。

●年●月●日

委託者： ［住所］

 ［商号］

 代表取締役　●

受託者　： ［住所］

 ［商号］

 代表取締役　●